

平成29年
4月から

紹介状がない初診加算料の引き上げ

2,000円(税抜) → 5,000円(税抜)

「非紹介患者初診加算料について」

砺波総合病院では、初診の場合において初診料や検査料などのほかに、「非紹介患者初診加算料」(以下、加算料とします)を請求しています。

加算料は、現在2千円(税抜)ですが、平成29年4月から引き上げし、5千円(税抜)とします。

ただし、紹介状などによる案内で砺波総合病院を受診した方には請求していません。

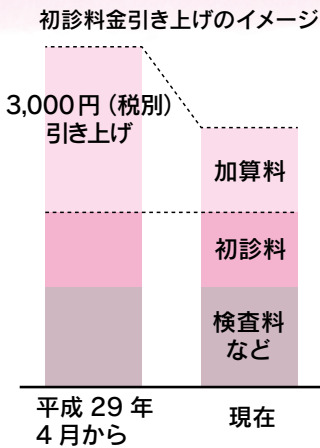
加算料引き上げの目的

全国的にも、一定規模を持つ病院が担う救急医療や、入院医療への注力することを目的としています。

外来患者の振り分けによって外来診療の混雑緩和をもちたらずと考えています。このことは、必要に応じて砺波総合病院を受診する方へより一層注力できることとなります。

今まで当院に来院していた方についても、症状が安定したら、身近な診療所(〇〇医院や●クリニックなど)で「かかりつけ医」として受診するよう案内しています。

「かかりつけ医」には、気軽に受診や相談がしやすく、もしものときにはすぐ対応してもらええる利点があります。



「初診」として診られるとき

- ・医療機関を受診するきっかけとなった病気やケガ(以下、「傷病」と呼びます)について、初めて診てもらうことです。
- ・傷病の治療が終了したら、次回の来院は初診となります。
- ・ただし、自己判断で治療を中断すると、傷病が治っていないでも次の来院時には初診となります。

なお、初診の判断は診療科ごとに診療報酬点数表のルールに従って行います。ご不明な点があれば、そのつど窓口担当者にお尋ねください。

紹介のない初診でも加算料不要の場合

次の場合などについては、診療所からの紹介がなく初診で受診した場合であっても、「非紹介患者初診加算料」は上乗せされません。

- ・救急車やドクターヘリ等で搬送された場合
- ・公費負担医療制度の受給対象者
- ・直ちに入院が必要な場合(平成29年4月から)
- ・災害や交通事故等により速やかに治療が必要な場合(平成29年4月から)
- ・妊娠している方(平成29年4月から)

診療所と病院の間で 情報を共有する「紹介状」

当院を受診する必要がある場合には、紹介状を通じて「かかりつけ医」となる診療所などと密接な医療情報の連携を行います。

紹介状は正式には「診療情報提供

書」といいます。

診療所からの紹介状には、これまでの治療経過や検査結果、処方内容などが記載されています。

これによって診療所の医師と病院の医師が連携をして患者さんの治療に当たることができます。